

大和市公告第 2 4 号

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例(平成 2 6 年大和市条例第 1 1 号)第 4 条の規定により、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

大和市長 古谷田 力

1 文化創造拠点の概要

(1) 文化創造拠点

ア 次に掲げる施設

- (ア) やまと芸術文化ホール条例(平成 2 6 年大和市条例第 1 2 号)に基づくやまと芸術文化ホール
- (イ) 大和市立図書館条例(昭和 3 1 年大和町条例第 3 1 号)に基づく大和市立図書館
- (ウ) 大和市生涯学習センター条例(昭和 4 4 年大和市条例第 2 0 号)に基づく大和市生涯学習センター
- (エ) 大和市屋内こども広場条例(平成 2 6 年大和市条例第 1 3 号)に基づく大和市屋内こども広場

イ 延床面積 2 2, 7 5 9. 3 4 m²

ウ 位 置 大和市大和南一丁目 8 番 1 号

(2) 大和市立図書館条例に基づく次に掲げる施設

ア 大和市立中央林間図書館

(ア) 延床面積 8 3 4. 0 2 m²

(イ) 位 置 大和市中中央林間四丁目 1 2 番 1 号

イ 大和市立渋谷図書館

(ア) 延床面積 5 5 9. 2 m²

(イ) 位 置 大和市渋谷五丁目 2 2 番地

(3) 大和市生涯学習センター条例に基づく次に掲げる施設

ア 大和市つきみ野学習センター

(ア) 延床面積 2, 0 1 1. 1 7 m²

(イ) 位 置 大和市つきみ野五丁目 3 番地 5

イ 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター

(7) 延床面積 3, 944. 57㎡

(4) 位 置 大和市中心林間一丁目3番1号

ウ 大和市桜丘学習センター

(7) 延床面積 1, 470. 34㎡

(4) 位 置 大和市福田一丁目30番地1

エ 大和市渋谷学習センター

(7) 延床面積 2, 399. 72㎡

(4) 位 置 大和市渋谷五丁目22番地

2 申込期間

令和7年3月19日（水）から同年5月19日（月）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 申込場所

大和市文化スポーツ部図書・学び交流課（大和市大和南一丁目8番1号）

4 利用料金に関する事項

(1) 利用料金の額は、やまと芸術文化ホール条例、大和市生涯学習センター条例及び大和市内こども広場条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとする。

(2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(1) 施設の運営に関すること。

(2) 各施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 事業の実施に関すること。

(4) 自主事業の実施に関すること。

(5) 広報に関すること。

(6) 業務の報告に関すること。

(7) 文書管理に関すること。

(8) その他の業務分担等

7 申込みの資格

(1) 法人又はその他の団体であること（個人による応募は認めない。）。

(2) 募集要項に定める欠格事項に該当しないこと。

8 選定の基準

(1) 文化創造拠点等を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 文化創造拠点等の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 文化創造拠点等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られるものであること。

(4) 文化創造拠点等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

9 その他

詳細は、募集要項による。